

# 関島社会保険労務士事務所便り

2010年  
11月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



## 中小企業における「人材確保・育成」10カ条

### ◆東京商工会議所が発表

東京商工会議所では、中小企業の経営者が人材確保・育成などに取り組むうえで重要と思われるポイントをまとめた「中小企業の人材確保・育成 10カ条～企業成長の源泉は人材にあり」という小冊子を発表しました。

日本の中小企業は、雇用の7割近くを担っていると言われていますが、労働条件などの平均値を見た場合に大企業と比べて見劣りすることが多いため、採用などの労働市場で苦戦を強いられているケースが多くあります。

### ◆10カ条の内容は？

発表されたこの冊子では、「人材の確保・育成は経営の存続とともに最大の経営課題」と位置付け、人材の確保・育成、評価・処遇や企業風土や組織構造といった観点から、経営者が取り組むうえで重要と思われるポイントがまとめています。

10カ条の内容は次の通りです。

- (1)「働くことが楽しくなるような事業分野で勝負」
- (2)「明確な方針をわかりやすく伝えよ」

(3)「トップが先頭に立って必死で育てる」

(4)「採用ミスは致命傷」

(5)「人が育てば企業も育つ」

(6)「部下の育成は仕事の一部」

(7)「制度や仕組みだけでは動かない」

(8)「中小企業らしさに誇りを持つ」

(9)「真似ずに学べ」

(10)「経営者は教育者」

### ◆業績向上の事例も掲載

この冊子には、会社独自の取組みによって不利な条件を克服し、自社の業績向上に結び付けた事例なども掲載されており、大きなヒントとなりそうです。

冊子は東京商工会議所のホームページ下記サイトからダウンロードできます。

(<http://www.tokyo-cci.or.jp/chusho/10kajou/index.html>)



# 健康保険で受けられない診療

健康保険で治療を受けられるのは、業務上あるいは通勤途上の原因以外によるケガや病気に限られます。業務上あるいは通勤途上のケガや病気は労災保険で診療を受けることとなります。

また、健康保険で受けられるケガや病気とは医師が診療の必要を認めるものをいい、単なる疲労や美容整形、正常な分娩、健康診断等は健康保険では受けられません。

健康保険で受けられないケース	例外的に受けられるケース
単なる疲労や倦怠	疲労が続き病気が疑われる場合
隆鼻術や二重瞼の手術などの美容を目的とする整形手術	日常生活に支障をきたす場合やけがの処置のための整形手術など
日常生活に支障のないシミ、ソバカス、アザなど	治療を要する症状があるもの
研究中の高度医療	都道府県知事の承認を受けた大学病院など「特定承認保険医療機関」で厚生省大臣の定める診療を受けるとき
歯科健診、婦人健診、人間ドックなどの各種健診と予防注射	健康保険組合では独自に予防接種に補助をしていますが、協会けんぽは補助がありません。
正常な妊娠、分娩、経済的理由による人工妊娠中絶手術	妊娠中毒症、異常分娩の場合、経済的理由以外の母体保護法にもとづく人工妊娠中絶手術
<p><b>◆業務上や通勤途上の病気やけが</b>                      業務上で起きた傷病や通勤途上のけが（交通事故も含む）は、健康保険は使えません。健康保険ではなく、労災保険で治療等受けることとなります。                      労災保険は、事業主の責任にかかる業務上の災害についての保険ですので、1人でも労働者を雇っている事業主は加入しなければなりません。ここでいう労働者には、パートタイマーやアルバイトも含まれます。</p>	
<p><b>◆保険指定医以外のところで治療したとき</b>                      健康保険でかかれるのは保険指定医に限ります。やむをえない事情により保険医以外で治療を受けた場合は、全額を支払った後、健康保険組合または協会けんぽに請求することとなります。</p>	
<p><b>◆海外で治療を受けたとき</b>                      外国では日本の健康保険は適用されません。海外出張や海外旅行などで外国の医療機関にかかった場合には、全額を支払った後、健保保険に請求することとなります。ただし、治療を目的として海外へ行った場合の医療費は対象になりません。</p>	
<p><b>◆次の場合は保険給付の全部または一部が停止されます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示に従わなかったり、健康保険の療養指示に従わなかった場合。</li> <li>・犯罪行為や故意に病気やけがをした場合。</li> <li>・詐欺や不正による場合</li> </ul>	

# 増える「未払い残業請求」紛争

## ◆「未払い残業」に関するトラブル

このところ、「未払い残業代」をめぐるトラブル事例がマスコミを賑わせています。9月下旬には、大手旅行会社の子会社や、流通業界大手のグループ会社の問題が相次いで報道されました。

今後、様々な要因から「残業代請求」紛争等が増加するとも言われており、企業にとっては非常に気になる問題です。

## ◆みなし労働の適用をめぐる

阪急交通社の子会社である「阪急トラベルサポート」の派遣添乗員6名は、「みなし労働時間制」が適用されているのは不当であるとして、未払い残業代の支払いを求め、東京地裁に提訴していました。

先日、その判決があり、同地裁の裁判官は「みなし労働時間制」の適用を認めたいうえで、1人当たり84万円～271万円の支払いを同社に求めました。

判決では、携帯電話による報告や添乗報告書などによる労働時間の把握は困難であったと認定して「みなし労働時間制」の適用は認めました。しかし、ツアーごとに「みなし労働時間」を決定すべきであると判断したのです。

## ◆労基署の是正勧告を受けて

イオングループの「マックスバリュ東北」では、秋田県内の2店舗において未払い残業があるとして、今年の3月に労働基準監督署から是正勧告を受けていました。

その後、同社では、青森・岩手・秋田・山形の全90店舗における未払い残業についての調査を行い、過去2年間で従業員1,009人(8,687人中)が未払い残業を行っていたと認めました。

従業員1人当たりの月間の未払い残業時間は平均7.1時間であり、今年の11月末までに未払い総額約2億2,000万円を支払うと発表しました。

## ◆「労務リスク」に備える！

多くの企業は「未払い残業」に関して、非常に大きな労務リスクを抱えています。過去の未払い残業代について、いつ従業員（または退職者）から請求がなされるか、労働基準監督署からの指摘を受けるかわからない時代となっています。

従業員を解雇した場合、解雇した退職者から解雇予告手当の支給や退職金、未払い残業代、その上、社会保険未加入等の損害賠償を請求されることがあります。

また、「未払い残業請求」等を積極的に推奨している弁護士も登場しています。

今後は、無駄な残業を発生させない仕組みづくり、労務管理上の工夫、就業規則・社内規定の整備等が、より一層求められています。



**●家族への給与も必要経費に 税制改正を検討**

政府は、中小・零細の自営業者の負担を軽くするため、自営業者が、従業員である家族に支払った給与を必要経費として認める制度を2011年税制改正に盛り込む方向で検討していることが明らかになった。(10月28日)

**●雇用増企業の法人税を減税へ**

2011年税制改正案政府税制調査会は、新たに雇用を増やした企業において増加した人件費について一定割合を法人税から差し引く制度(雇用促進税制)を創設する方針を明らかにした。雇用情勢の悪化に対応するため、2011年税制改正に盛り込む考え。(10月28日)

**●「ねんきんネット」の概要が明らかに**

日本年金機構は、来月2月からスタート予定の「ねんきんネット」の概要を明らかにした。来春発送する「ねんきん定期便」で個人用の番号を案内し、ウェブ上でこの番号や基礎年金番号等を入力することにより、自分の年金情報が確認できるようになる。(10月23日)

**●100万円以上未払い残業代の是正指導数****21年度は1,221社**

未払い残業代があるとして労働基準監督署が平成21年度に労働基準法違反で是正指導し、100万円以上を支払った企業数は1,221(前年度比332減)で、支払われた割増賃金の合計額は116億298万円(同80億1,053万円減)であることがわかった。(10月21日)

**●「公益通報者保護法」の対象範囲を拡大へ**

内閣府は、「公益通報者保護法」の対象範囲

を拡大することの検討に入った。現在は433の法律(刑法、食品衛生法、JAS法など)違反に関して内部告発した従業員を企業が減給・解雇することなどを禁じているが、対象となる法律に、法人税法や公職選挙法なども含める考え。2012年の通常国会への改正法案提出を目指す。(10月17日)

**●精神疾患にかかる労災認定を迅速化へ**

厚生労働省は、労災認定の判断指針を改正し、業務上のストレス等により精神疾患となった人の労災認定を迅速化する方針を示した。昨年度平均で「8.7カ月」かかっているが、「治療や職場復帰が遅れる」との意見を受け、「6カ月」以内の認定を目指すとしている。(10月15日)

**●出産費用は全国平均で47万3,600円**

厚生労働省は、今年8月時点における妊婦の出産費用が全国平均で47万3,600円だったと発表した。昨年1月時点(42万円)から大幅に増加した。なお、出産育児一時金は昨年10月から4万円引き上げられ、原則42万円(来年3月までの時限措置)となっている。(10月14日)

**●確定拠出年金「運用うまくいかず」が半数**

NPO法人「確定拠出年金教育協会」が今年6～7月に実施した調査(確定拠出年金導入企業578社が回答)の結果を発表し、導入企業の担当者のうち51%の人が自社の加入者の資産運用がうまくいっていないと回答したことがわかった。(10月9日)